特殊病態別応急処置	一般外傷		
	頭部・頸椎（頸髄）損傷		
	熱傷・電撃傷		
	中毒		
	溺水		
	異物（気道・消化管）		
	小児・新生児	小児及び新生児の基礎的事項、症状からみた小児救急疾患の重症度判定、小児の事故並びに心肺蘇生法	
	高齢者	高齢者の基礎的事項及びショック、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難その他の疾患	
	産婦人科・周産期	産婦人科・周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人科疾患、分娩の介助及び分娩直後の新生児の管理	
	精神障害	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価及び精神科の治療	
	その他特殊病態	切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日射病・熱射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函病、急性放射線障害及び動物による咬傷・刺傷	
実習及び行事		救急用資器材の操作法、保管管理及び消毒、シミュレーション実習、医療機関及び現場における実地研修並びに入校式・修了式その他の行事	二十
合計			九十二

（救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者）

第五十一条の二の三　令第四十四条第六項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　医師
二　保健師
三　看護師
四　准看護師
五　救急救命士
六　第五十一条に規定する講習の課程を修了した者

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（救急業務に関する講習を修了した者に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）前にこの省令による改正前の消防法施行規則（次条において「旧令」という。）第五十一条に規定する講習を修了した者については、この省令による改正後の消防法施行規則（次条において「新令」という。）第五十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（消防庁長官が救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者に関する経過措置）

第三条　施行日前に旧令第五十一条の二第二号の規定に基づき消防庁長官が認定した者については、新令第五十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四号

医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第四十条―第四十三条の四）」を「第六章　地域医療連携推進法人（第三十九条の二―第三十九条の三十）　第七章　雑則（第四十条―第四十三条の四）」に改める。

第一条の二第二項中「以下」を「第六章を除き、以下」に改める。

第三十条の二十八の三第二項中「第三十条の四第十五項」を「第三十条の四第十六項」に改める。

第三十条の三十二の二の次に次の一条を加える。

第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十条の四第十項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十六項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要なものであること。

二　当該申請を行つた参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。

三　当該申請を行つた参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

四　当該申請が、あらかじめ、当該申請を行つた参加法人を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三第一項第十六号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

第三十条の三十五第一号及び第二号中「親族関係を有する」を削る。

第三十二条の六第二号ホ中「資金貸借、」を「資金貸借並びに」に改める。

第三十六条中「第三十一条、」を「令第五条の十五並びに第三十一条、」に、「及び第三十五条の十八」を「、第三十五条の十八」に、「）に規定する」を「）、第三十九条の二十三、第三十九条の二十四第一項及び第三十九条の二十七に規定する」に改める。